

『たもつ君の創業物語（令和3年4月改訂版）』の一部改正について

平素は、当協会の業務運営につきまして格別のご支援ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年8月2日「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行に伴い、本誌の内容が一部変更いたしました。

本誌の改正内容は以下のとおりです。

- ・ 創業等関連保証の廃止
- ・ 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）に係る保証限度額の引き上げ

<改正箇所>

27～28ページ

保証金額の
限度変更

創業関連保証・再挑戦支援保証※1 取扱窓口:金融機関

ご利用いただけるかた（一例）

- ① 事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始するかた
- ② 事業を営んでいない個人で、新たに会社を設立して事業を開始するかた

保証金額の限度	2,000万円 → 3,500万円
保証期間の限度	運転資金:10年 設備資金:10年
信用保証料率	年0.80%
貸付利率	金融機関所定利率
連帯保証人	個人:原則要しない 会社:原則代表者のみ
担保	要しない

※1 再挑戦支援保証は、経営状況の悪化により事業の廃止、会社の解散を経験されたかたを対象としています。また、事業廃止日、会社の解散の日から5年を経過する日前に保証の申し込みをしていただく必要があります。

創業等関連保証 取扱窓口:金融機関

ご利用いただけるかた（一例）

- ① 事業を営んでいない個人で、融資金額と同等以上の自己資金を有し、新たに事業を開始するかた
- ② 事業を営んでいない個人で、融資金額と同等以上の自己資金を有し、新たに会社を設立して事業を開始するかた

保証金額の限度	1,500万円
保証期間の限度	運転資金:10年 設備資金:10年
信用保証料率	年0.80%
貸付利率	金融機関所定利率
連帯保証人	個人:要しない 会社:代表者のみ
担保	要しない

削除

県創業支援資金（県制度融資）

取扱窓口：金融機関、
商工会議所・商工会

ご利用いただけるかた

- ① 岐阜県内での事業歴が1年未満のかた
- ② 岐阜県内においてベンチャービジネス等を新たに開業するかた

保証金額の限度 <small>※1・2</small>	運転資金 4,000万円 設備資金 1億円（運転資金と合わせた金額）
保証期間の限度 <small>※1・2</small>	運転資金：7年 設備資金：15年
信用保証料率 <small>※3</small>	年0%
貸付利率	年1.20%（償還期間が10年を超える場合年1.60%）
連帯保証人	個人：原則要しない 法人：原則代表者のみ
担保	必要に応じ

3,500

※1 申込金額が~~2,000~~万円までで「創業関連保証」または「再挑戦支援保証」の要件に該当する場合、保証期間は運転7年以内・設備10年以内となります。

~~※2 申込金額が1,500万円までで「創業等関連保証」の要件に該当する場合、保証期間は運転7年以内・設備10年以内となります。~~

~~※3 岐阜県からの信用保証料補給により利用者負担はありません。~~

申込金額
変更

削除

削除

下段



削除

なお、創業等関連保証の廃止に伴い自己資金要件がなくなりましたので、創業・再挑戦計画書（16、24ページ ④削除）も改正されております。当協会ホームページに新様式を掲載しておりますのでご確認ください。また、本誌29～30ページについても自己資金要件の説明ですので読み飛ばしてください。